<市民活動情報 vol.70> 北海道立市民活動促進センター 2017.3 発行

しみセン 70

特 集 市民活動の基礎知識
事業報告書を考える

ＮＰＯ法人年間運営スケジュール
中間支援センター研修報告
ステップアップ講座報告

市民活動レポート

・救護ボランティアメディカルサポートチーム（遠軽町）
・いきたす（札幌市）
・伝成館まちづくり協議会（中標津町）
・コンカリーニョ（札幌市）

センターからのお知らせ

・NPO法の一部改正について

市民活動の基礎知識その３

特集

事業報告書を考える

「事業報告書」とはそのNPO法人の１年間の活動内容をまとめて報告する書類です。総会または理事会の議決を経て承認され、毎事業年度の３ヶ月以内に所轄庁に提出する書類のひとつです。所轄庁のホームページからテンプレートをダウンロードできますが、この書式にこだわる必要はありません。今回の特集は、より自分たちらしい様式で報告書をまとめるポイントや今後の活動に活かせる「事業報告書（以下、報告書と表記）」について考えてみたいと思います。

１　誰のために作成するのか

報告書を作成するときに「誰に読んでもらうものなのか」意識しているでしょうか？　通常、報告書は所轄庁や助成団体へ向けた「結果報告」の場合が多いかと思いますが、支援者に読んでもらうことを想定し、今後の活動の助けとなるよう「成果報告」として作成してみることをご提案します。

活動を続けてきてわかったことが成果ですが、それは数値だけの話ではなく、そこから見える課題の原因とその解決策を打ち出すことにより、さらなる支援者の輪を広げる「共感」のツールともなります。準備段階や運営過程での、「ここが難しかった」「こういう工夫をした」といったポイントを紹介するのも効果的かもしれません。この時、状況だけでなく、その課題の原因や背景を探ることは今後の見通しを立てる上でも有効です。

また、読んでもらいたい方にあわせた、専門用語の選択も必要になります。専門用語は、その業界以外の方には通じないものです。専門家同士の連携を提案する報告書と異業種への協働を働きかける目的の報告書は自ずと言葉の選び方、言い回しなどが変わると思います。また専門用語を整理して、注釈などをつけるのも一案です。

報告書は単年度の報告書ですが、組織は基本的に継続してゆくので、過去と現在の変化そして未来のあるべき姿を見せるため、報告書に掲載する数値は、数年分を並べて表記した方がよいと言われます。「5年から10年の中の“この1年”」との位置づけの中で一年間の活動を振り返ることも大切ではないでしょうか？　そして、「今後どうすべきか」という具体的な提案を盛り込むことも、報告書作成の重要なポイントです。

２　振り返りに活用する

報告書は、その法人が持つミッションを、どのくらい達成できたのかを分析する際にも役に立ちます。その事業を行ったことが、本当に自分たちの実現したい未来に近づいたのか？　その事業により見つかった新たな課題を自分たちはどうすべきか？　など、できあがった報告書を法人内で共有し、理事だけでなく職員やボランティアを含め、ミッション達成度や現状確認作業をすることも、大事な振り返りです。

意識の統一というほど大げさなものではなくとも、いま自分たちが向かっている方向を、年に一回ぐらいは確認した方がよいと考えます。報告書を活用して、自分たちのNPO法人を自分たちで評価し、より高い成果を生むために活用することも可能です。

報告書には、催し物の参加者数や施設の利用者数などの報告だけでなく、残された課題や解決策などを書くと同時に、次年度に取り組む活動の必要性や意義、地域住民や一般の方々に活動への支援を求める旨を記述することも大切だと考えます。

このような視点で作成された報告書は、自分たちの活動を広く知ってもらうための広報ツールとしても活用できます。任意団体には作成の義務はありませんが、自分たちの活動を見直すきっかけにもなりますので、ぜひ参考にしてください。

次回は、正しい情報に基づき、いま何が求められているのかを的確に把握するために必要な「調べるチカラ」の予定です。

以下に掲載した報告書は、自分たちらしい書式で作成しており、所轄庁の既定の書式ではありません。このようなことも可能であり、工夫することができる一例として掲載いたしました。こちら（↓）から検索することで、全文ご覧いただけます。

● 北海道市民活動団体情報提供システム：http://www.do-shiminkatsudo.jp/nposearch/ ●

① NPO 法人演劇鑑賞会 北座

① ９３% のサークルが運営サークルに参加しました

観劇会運営への参加状況は次のとおりです。年間平均のサークル参加率は９３．１%（前年度87.1%）でした。

とくに6月『密柑とユウウツ』は 100%のサークル、延べ411 人が参加し充実した運営が出来ました。しかし一方でいくつかの観劇会では、「観ないで参加」の人数が足りない場合も少なくなく、閉演後の対応に苦労した観劇会もありました。なかでも搬入・搬出が足りないケースでは運営サークルだけでなく、全会員にも参加協力を呼びかけ、緊急参加者の力でなんとか乗り切ることが出来ました。

項 目 ＼ 観劇会		4月	6月	8月	10月	12月	2月
		バカのカベ	蜜柑とユウウツ	アドルフに告ぐ	くにこ	弥次喜多	
参加サークル数		44 サ	55 サ	54 サ	52 サ	54 サ	運営サークル対象外
サークル参加率（%）		78.5%	100%	93.0%	96.2%	84.4%	
参加延べ人数		263 人	411 人	409 人	336 人	307 人	
内訳（延べ）	はじめの会	35 サ／ 52 人	50 サ／ 93 人	51 サ／ 95 人	37 サ／ 82 人	40 サ／ 65 人	
	準備の会	43 サ／ 65 人	59 サ／121 人	67 サ／110 人	40 サ／ 82 人	51 サ／ 78 人	
	当日・観ながら参加	24 サ／ 40 人	29 サ／ 69 人	26 サ／ 57 人	26 サ／ 55 人	26 サ／ 63 人	
	当日・観ないで参加	29 サ／ 51 人	27 サ／ 50 人	27 サ／ 47 人	23 サ／ 57 人	23 サ／ 42 人	
	まとめの会	17 サ／ 22 人	19 サ／ 25 人	27 サ／ 39 人	16 サ／ 20 人	16 サ／ 22 人	

☆ 少ない「まとめの会」への参加

運営サークルの活動は「まとめの会」までですが、参加者が少ない状況は変わりません。

「まとめの会」では切込みアンケート集計や感想文集を作成するほか、運営サークルの活動の問題点・改善点を出し合いました。後半は、運営サークル以外の会員にも呼びかけて、観劇の感想を語り合いました。運営サークル以外の参加はあまり伸びませんでした。

<観ながら参加･観ないで参加／割合のグラフ>

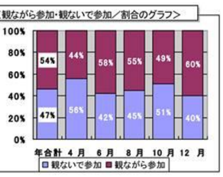

☆ 「早出」への参加

運営サークルから「早出」の会員を募集しました。「準備の会」では事前準備などをおこない、観劇会当日の「早出」は観劇会全体の状況を確認し、担当する仕事を事前に決めて説明を受け、仕事の内容を会員に伝え、円滑な運営ができました。

② “ささ･もり隊”が運営サークルの活動を企画しました

観劇会ごとに運営サークル有志で「ささ・もり隊」（「観劇会を支え盛り上げる」の意）をつくりました。

「運営サークルの３つの役割」にもとづいた活動の具体化や会員みんなで協力し合って進められる運営について話し合い、取組みの企画を決定しました。そして、準備の会の司会や説明の一部を担当するなど、「ささ・もり隊」メンバーが運営サークルの中心になって活動しました。

運営への関わりを深めることで、参加した他サークルの人たちとの交流や会員みずからの手で観劇会をつくりあげる楽しさと難しさ、大切さを感じたという感想が出ました。

③「えんかんサロン」が、観劇会への期待をいっそう高めました

観劇会に先がけゲスト（演出家や出演者など）を招いて、「えんかんサロン」を２０１５年度は５回開催し、役者さんの魅力に直に触れたり、制作の方の苦労話を伺い大好評でした。

「えんかんサロン」に誘われて参加した人が入会するケースもあり、会員外の人を誘う呼びかけもしました。

えんかんサロン ゲスト		参加人数
4 月『バカのカベ ～フランス風～』	加藤健一（出演）	154 人
6 月『蜜柑のユウウツ』	松金よね子（出演）	149 人
8 月『アドルフに告ぐ』	船戸慎士、久保優二（出演）	96 人
10 月『くにこ』	矢部修治（制作）	64 人
12 月『弥次喜多』	伊原農（出演）	58 人

3

② 認定 NPO 法人北海道市民環境ネットワーク

事業名		内容	実施報告
環境保全活動のネットワーク構築に関する事業	(1) 連携の推進	ネットワーク組織として、環境保全活動の推進、実施。	■「まちエネ大学」協力事業（開催：12月7日、北洋ホール） 内容：まちエネ大学（地域協働型の再エネ事業の推進の人材育成事業）地域説明会の広報協力 主催：経済産業省資源エネルギー庁／企画・運営：まちエネ大学事務局（(株)TREE内） ■新春環境教育交礼会「もういちど出会おう、はじめよう！」（共同開催） 内容：「つながりづくり」環境教育の手法は多様化しているが共通の課題が持てないことから、まずは活動分野を問わずに「環境教育」というキーワードに反応する人が集まる交礼会を開催 日時：1月30日、会場：札幌国際ビル 参加者：120名（関係者を含む） 共同主催：公益財団法人北海道環境財団、NPO法人ねおす／共催：北海道環境教育等推進協議会
		「環境中間支援会議・北海道」～中間支援4団体の相互協力により、効率的な中間支援の環境活動を推進する。	･「環境☆ナビ北海道」HPの管理 ･4者会議の出席（5月25日、8月31日、12月14日、3月24日）･開催（8月31日） ･「環境保全・環境学習等推進拠点施設実態調査」（調査担当：環境財団） ･勉強会／日程：12月14日、会場：札幌エルプラザ 内容：コンピューターによる数値計算から環境問題等の適応策について、日々の研究から中間支援組織へ望むこと。 講師：山中康裕氏（北海道大学大学院環境科学院 教授） ･ファシリテーション研修／日程：3月14日、会場：札幌エルプラザ 内容：会議の設計や運営等に有効な「ミーティング・ファシリテーション」を学ぶ 講師：髙田 豊氏（ファン・クリエイティブ）
	(2) 外部組織への協力	産官学民が実施するイベント、各種委員会等への参加、協力。	○会議出席／北海道森林管理局懇談会、北海道環境道民会議・企画会議・ウィンターミーティング、北海道環境教育等推進協議会、北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会、札幌市環境審議会、洞爺湖町エゾシカ対策協議会、RCE道央圏協議会設立総会、北海道海岸漂着物協議会（川口）、道民の森魅力探索会議（川口） ○参加・協力／秋山財団贈呈式、秋山財団・前田一歩園合同報告会、スポーツGOMI拾い大会
			■北海道森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る事業（受託事業） 内容：森林・山村対策に関する情報の提供、事業相談会や活動報告会の開催により、活動団体の育成とネットワーク化を図る。 ･事業広報 ･地域説明 相談会／日時・会場：11月28日・帯広、12月1日・旭川、12月2日・北見 開催準備（企画、開催告知、参加募集）、開催（会場設営、進行、記録）、報告書 ･活動報告会／日時：2月17日、会場：かでる2.7/札幌 開催準備（企画、開催告知、参加募集）、開催（会場設営、進行、記録）、報告書作成（組織の活動事例の取りまとめ）
	(3) ネットワークの拡大	環境活動の視察やイベント参加、DM配付等により新規会員を獲得する。	○活動PR、ネットワーク会員紹介／国際野生動物管理学術会議・ブース出展（7月26-30日・コンベンションセンター）、さっぽろ村ラジオ出演、月刊 ISM取材対応（宮本）、生物多様性民間参画シンポジウムin札幌（環境省）、海ごみ・ポイ捨て防止大会（北海道）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の地域説明会・報告説明会（地域協議会）、あすもり懇親会「ありがとうの会」・北海道の森づくり交流会（コープさっぽろ） ○その他、きたネット関連事業・連携事業等で随時

③ NPO 法人歴史的地域資産研究機構

■歴史的資産活用推進事業に係わる調査検討業務（札幌市）

・この調査は、札幌市内に残る歴史的資産のうち建造物（建築物や土木構造物）および歴史資料の現状を的確に把握し、地域の活性化及び魅力あるまちづくりを推進するための基本資料を把握することと、これらの総合的な活用に向けた方針を検討するために実施する歴史的資産（建造物、樹木、歴史資料等）や、今後価値が高まると評価される将来資産の現状調査に向けて、調査手法及び価値評価の視点の整理を行うことを目的として、実施した。

・しかし、今後の価値評価を客観的に類推することは難しい作業となるため、この調査では、既往の文献から 1970 年以降のものを取り上げ、さらに 2015（平成 27）年までの建築作品から、日本建築学会賞などの受賞作品を対象とした。こうした賞を受賞していない作品の中にも、地域の中で評価されるべき建築物もあるはずであり、今後はそれらをどのように客観的に評価していくべきか、課題が残った。また建築物や土木構造物以外の将来資産の収集手法やデータベースの管理手法についても、次年度以降の課題として残された。

・基本資料はエクセルによるリスト化をし、膨大な量の資料が作成された。現状調査については、北海道ヘリテージ・マネージャーの有資格者による 6 件の現地調査を実施し、調査手法及び価値評価の視点の整理を行った。

ヘリマネによる現地調査 全体会議風景　　現地調査

■文化遺産を活かした地域活性化事業（北海道建築士会、北海道文化財保護協会との協働）

・昨年度は、北海道建築士会、北海道文化財保護協会、ＮＰＯれきけんの 3 者で「北海道文化遺産活用活性化実行委員会」を設立し、文化庁の補助事業で「北海道ヘリテージ・マネージャー制度」を整備することができたが、今年度は 2 年目の取り組みとなった。

・北海道における文化遺産および歴史的地域資産の有効活用を進めていくことを目指し、歴史的地域資産が地域の財産として次世代に継承するために、地域資産を活かしたまちづくりを支える専門家の育成を行うことを目的として、「北海道ヘリテージ・マネージャー（60 時間の受講：建築士、技術士、学芸員など）」と「北海道ヘリテージ・コーディネーター（30 時間の受講：一般市民、文化財などの行政職員）」の制度を設け、北海道内での担い手育成に向けて、資格制度を設置した。

・初年度は、北海道ヘリテージ・マネージャー（以下、HM）27 名、北海道ヘリテージ・コーディネーター（以下、HC）6 名が修了し、2 年度は、北海道 HM33 名、北海道 HC15 名が修了し、合計で北海道 HM は 60 名、北海道 HC は 21 名となった。また他には、北海道家庭学校などの耐震調査事業と、子どもたちや大人に文化財を理解し、親しんでもらうための普及啓発事業、前年度の資格者を対象にフォローアップ講座などを実施した。

・金沢で開催された、ヘリテージマネージャーネットワーク協議会と全国ヘリテージマネジャー大会に出席し、全国の活動団体の活動報告や交流を行った。

ヘリテージマネージャーネットワーク協議会　　全国ヘリテージマネジャー大会

歴史的建造物調査実習　　歴史的建造物の保存技術講座

■様似山道調査（様似町）

・様似町教育委員会より、調査の依頼が来た。様似山道と並び猿留山道（えりも町）に投入した江戸幕府や関係する先人の事績は、多くの官吏や探検家や民間人の関りが必須であった当時の時代背景もあり、山道開発の要件を大きく超える活動（政策や経済行為等）が伴っていることから、現在の北海道ひいては様似町を形成した事績が多く含まれている点など、様似山道の歴史的価値は想像以上に大きいと考え、調査業務を実施し、報告書をまとめた。調査には、北海道博物館の協力を得ることができた。

様似山道調査風景　　様似山道の現況図

今回、事業報告書を考えるにあたり、市民活動促進センター主催の講座や研修会などで講師をお願いしている、川北秀人氏が代表を務めるＩＩＨＯＥ [人と組織と地球のための国際研究所]発行の書籍を参考にいたしました。こちら（↓）のホームページからご確認ください。

・NPO マネジメント vol.58「使えない…」から、「売れる！」報告書に 2008 年 12 月 20 日発行
・ソシオ・マネジメント vol.1「社会に挑む５つの原則、組織を育てる 12 のチカラ」

ＩＩＨＯＥ [人と組織と地球のための国際研究所]：http://blog.canpan.info/iihoe/

●●ＮＰＯ法人年間運営スケジュール●●

【毎月行うもの／仕事月が固定しているもの】

月	事務作業	主な事務書類	期　限	提出先
毎月	○ 源泉所得税の納付 給与等を実際に支払った月の翌月10 日までに納付。（納期の特例を受けた場合、1月と7月の年2 回だけ）	・納付書（給与等／報酬等）	翌月10日までに	税務署
	○ 職員の住民税納付（特別徴収） １月の給与支払報告書送付時に「特別徴収」を選択した場合、職員の住民税を給与から預かり、法人が納付。（納期の特例を受けた場合、6月と12月の年2回だけ）	・特別徴収の税額通知書、納付書	翌月10日までに	市町村
	○ 社会保険料納付 厚生年金保険料と健康保険料をあわせて納付	・納付書	毎月末まで	年金事務所 （日本年金機構）
１月	○ 年末調整後の源泉所得税納付 12月給与支払時に行った年末調整後の源泉所得税額を所定の納付書に記載して納付する	・納付書（給与等／報酬等）	1月10日までに	税務署
	○ 【納期の特例】7月～12月の源泉所得税納付 1月の納付時は、年末調整後の税額で納付書を作成する	・納付書（給与等／報酬等）	1月10日までに （届出により、1月20日まで延長可）	税務署
	○ 「給与所得の源泉徴収票」を本人に渡す 150万円を超える役員、500 万円を超える職員の分は税務署にも提出	・源泉徴収票	1月31日までに	税務署
	○ 「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」を本人に渡す	・支払調書	1月31日までに	税務署
	○ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」提出	・法定調書合計表	1月31日までに	税務署
	○ 「給与支払報告書」提出 職員の住民税額決定に必要な手続き。個人別の明細と同一市町村の者をまとめた総括表を提出する	・給与支払報告書 （ 個人別明細書、総括表）	1月31日までに	市町村
	○ 償却資産税申告 1月1日時点で所有している土地家屋以外の事業用資産で対象となるものについて申告する	・償却資産税申告書	1月31日までに	市町村
４月	○ 法人住民税の減免申請書提出 法人税法上の収益事業を行っていない場合、道税事務所・市町村にそれぞれ提出	・法人住民税［均等割］減免申請書 （呼称、様式は自治体によって異なる）	４月中 （期限や自動更新の有無など自治体によるので要事前確認）	道税事務所 市町村
６月	○ 【納期の特例】前年12月～5月の職員の住民税納付（特別徴収）	・特別徴収の税額通知書、納付書	6月10日までに	市町村
	○ 労働保険料の年度更新 保険年度（4月～3月）ごとに概算で申告・納付し、翌年度確定申告・精算	・労働保険概算・確定保険料申告書	6月1日から7月10日までに	労働基準監督署
７月	○ 【納期の特例】1月～6月の源泉所得税納付	・納付書（給与等／報酬等）	7月10日までに	税務署
	○ 社会保険料の定時決定 保険料の基礎となる標準報酬月額決定に必要な手続き 4月～6月の賃金を算定基礎届出書に記載して届け出る。	・算定基礎届、総括表	7月1日から7月10日までに	年金事務所 （日本年金機構）
11月	○ 年末調整に必要な書類を職員から集める	・給与所得者の扶養控除等申告書、保険料控除申告書等	12月初旬まで	
１２月	○ 【納期の特例】前年6月～11月の職員の住民税納付（特別徴収）	・特別徴収の税額通知書、納付書	12月10日までに	市町村
	○ 年末調整の計算 毎月記入してきた「所得税源泉徴収簿」と職員から集めた書類を基に計算。12月の給与支払時に、加納額は本人に還付し、不足額は徴収する	・所得税源泉徴収簿	12月の給与支払時までに	

今回の掲載以外にも役立つ情報を随時更新中です。ぜひアクセスしてください
北海道立市民活動促進センター → http://www.do-shiminkatsudo.jp/

【仕事月が事業年度によって変わるもの】

仕事月の目安	事務作業	主な事務書類	期　限	提出先
１ヶ月以内（事業年度終了後）	○ 前年度の事業報告書等の作成	・事業報告書　・活動計算書 ・貸借対照表　・財産目録等	理事会開催までに	
	○ 理事会、監査、総会の日時決定、場所の確保		できるだけ早めに	
２ヶ月以内（事業年度終了後）	○ 理事会開催と議事録作成 総会で議決すべき事項を検討し、総会準備を行う	・理事会議事録	総会議案書作成開始までに	
	○ 監査実施 前事業年度の業務・会計が適正に行われたか監査を受ける	・監査報告書	総会議案書作成完了までに	
	○ 総会議案書の作成 総会で議決する事項をもらさず記載する。	・総会議案書	総会召集通知発送に間に合うように	
	○ 総会招集通知の発送 会議の目的、内容、日時、場所等を記載し、社員（議決権を持つ会員）へ発送する。議決権を持たない会員や支援者にも案内できるが、定足数にはカウントしない	・総会議案書 ・出欠連絡票 （書面表決、委任状も兼ねると便利）	定款の定めに従う （NPO法では少なくとも開催の5日前までに通知）	
	○ 資産の変更登記 正味財産の額は毎年変わるので、その度に変更登記する	・変更登記申請書 ・財産目録又は貸借対照表 ・監査報告書・総会議事録　等	本来は事業年度終了後2ヶ月以内（総会「決算が確定する会議」が後になる場合は、終了後速やかに）	法務局
	○ 法人税を申告する 法人税法上の収益事業を行っている場合、確定申告を行う。赤字でも申告は必要	・法人税の確定申告書 ・貸借対照表・損益計算書 ・勘定科目明細書　等	事業年度終了後2ヶ月以内に （延長申請や見込納付後に確定申告を行う方法もある）	税務署
	○ 消費税を申告する 課税対象となる取引高が1,000 万円を超える場合、消費税対象事業者となり、申告が必要	・消費税の確定申告書	事業年度終了後2ヶ月以内に	税務署
	○ 法人住民税・法人事業税・地方法人特別税を申告する 法人税法上の収益事業を行っている場合、確定申告を行う。赤字でも申告は必要	・住民税・事業税・地方法人特別税の確定申告書	事業年度終了後2ヶ月以内に （延長申請や見込納付後に確定申告を行う方法もある）	道税事務所 市町村
３ヶ月以内（事業年度終了後）	○ 総会定足数の確認 出席予定者、書面表決者、委任状を集計する。定足数に満たない場合、社員（議決権を持つ会員）に電話をかけて出欠確認、書面提出依頼	・委任状 ・出欠集計表	総会当日まで	
	○ 総会開催と議事録作成 定款の定めに従って議事録署名人を選任し、速やかに議事録を作成する	・総会議事録	総会開催後、 理事の変更登記の日までに	
	○ 前年度の事業報告書等提出	・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・計算書類の注記（該当項目がある場合） ・財産目録・年間役員名簿 ・社員のうち10人以上の名簿	事業年度終了後3ヶ月以内に	所轄庁
	○ 役員の変更等届出書を提出 理事・監事に、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所変更、改姓・改名があった場合、遅滞なく届ける	・役員の変更等届出書 ・変更後の役員名簿	できるだけ速やかに	所轄庁
	○ 理事の変更登記 総会での改選等、理事の登記事項に変更があった場合に行う。定款で代表権を制限している場合は、代表権を有する理事のみ登記	・変更登記申請書 ・総会議事録 ・理事会議事録　等	変更が効力を発する日から 2週間以内に	法務局
４ヶ月以内（事業年度終了後）	○ 活動計算書を提出する 法人税法上の収益事業を行っていない場合でも、年間収入が8,000万円を超える場合は活動計算書を提出する	・活動計算書	事業年度終了後4ヵ月以内に	税務署

第五回 市民活動中間支援センター研修

「ファンドレイジング」「企業との協働」

講師：日本ファンドレイジング協会北海道チャプター代表　奥山大介さん・事務局長　牧伸介さん
　　ＮＰＯ法人札幌チャレンジド理事長　加納尚明さん

１１月１７日（木）に行われた、今年度最後の中間支援センター研修。テーマは資金調達です。地域の団体が発展する手助けをすることは、中間支援センターの役割のひとつです。活動を生み出すための資金調達の仕組みを伝えていくことが重要になります。

【ファンドレイジング】

直訳すれば「資金調達」。NPOが活動する上で必要となる資金を集めることーそれが「ファンドレイジング」です。その資金は多様な財源からなります。寄付、会費、助成金（補助金）、事業収入、融資。これらを自団体にとって最適なバランスで獲得していくことが求められます。

ファンドレイジングの成功度は、共感の大きさです。共感は、寄付・会費・事業収入（＝事業への共感）・委託（＝行政等の信頼…共感）・助成金（＝助成元の共感）などに現れます。

●●● 共感を得るためのチェックポイント ●●●

- □組織体制がしっかりしている
- □事業の効率がよい
- □目的、戦略が共有されている
- □事業戦略と戦術がしっかりしている
- □組織運営戦略が適切である
- □組織、事業の透明性がある
- □マーケティング戦略が適切である
- □マネジメント戦略が適切である

【企業との協働】

社会貢献に取り組んでいる企業は４２．７%でしたが、何に取り組んだら良いかわからない、自社だけでは何もできないという悩みも抱えているそうです。（平成２２年度に札幌市が実施したアンケート調査より）

そこで、NPOの登場です。企業に対してNPOは、①本業から考える（本業を活かす）、②強みから考える（強みを活かす）、③既にやっていることから考える、④これからやりたいことから考える、という視点を持って協働を提案していくのです。

●●● 連携を成功させるポイント ●●●

- □ミッションが明確である（わかりやすい）
- □専門性がある（だから投資される）
- □提案力がある（発想が大切）
- □発信力がある（マスコミに強い）
- □感謝の表現がしっかりできる（お互いさま）
- □事務局体制が整備されている
- □ホームページに情報がしっかり掲載されている

ファンドレイジングでも企業との協働でも重要なのは、団体の体制が整っているか否かです。中間支援センターでは、団体の基盤強化をお手伝いすることも必要になります。（佐藤ゆみ子・記）

旭川市で開催された

市民活動ステップアップ講座

をご紹介します

ヒトに伝わる
ヒトが集まる
ヒットする広報

10月15日（土）は入門講座「WEB を使った効果的な情報発信と広報で人を集める！」。講師はハートライフクリエイト代表の藤井公志さん。

ホームページだけでなく、フェイスブックやツィッターなどソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の特徴や、WEB を媒体とした広報戦略の重要性を教えていただきました。年配の参加者も多く、初めて聞く名称も多かったと思いますが、講師の藤井さんが分かりやすく工夫して説明されていました。

社会的には年齢に関係なく WEB の利用率は増えています。これを自分たちの活動を知ってもらうため（広報）、または活動費を稼ぐため（販路）のツールとして利用することは、有益であると感じました。ただ、次から次へと新しいシステムが構築され続けているため、総体的に理解し、活用するのは難しい側面もあると思いました。

それを踏まえて、藤井さんはホームページにブログ機能（日々更新できるもの）を付けて WEB の中心を作ることから始めることを勧めていました。「WEB サイト＝蜘蛛の巣の中心部分」をどこのプロバイダーに置くかも重要になるそうです。また、独自ドメインでの運用もポイントが高いそうです。

よく分からないといって、使い方によっては絶大な効果を生む WEB を利用しないのはもったいないなぁと思いました。

11月26日（土）はフォローアップ講座「みんなのための Facebook 活用法」。講師は株式会社コンピューター・ビジネスの宮前佑矢さん。

第一部では、フェイスブックの特徴や登録の仕方を丁寧に教えていただきました。特にプライバシーの設定については詳細に説明がありました。SNS のうち、フェイスブックは実名登録が前提なので、プライバシーの設定は大事です（現在はビジネスアカウントでの登録が不可になり、個人アカウントのみ）。

フェイスブックを利用されている方は必ず目にする、タイムラインに流れてくる広告があります。第二部ではその広告の活用法をお話しいただきました。フェイスブックの広告はターゲティング精度が広告業界の通例の3倍を誇るそうです。しかもターゲット設定が詳細に設定できるので効果的です（設定範囲や期間により広告料金が変動）。

ただ、フェイスブックは個人と個人の親交を深めるツールであり、商売根性剥き出しの広告戦略にはもともと向きませんし、市民活動の広報という面からみても集客のみに利用するのは合わないのかもしれません。市民活動の広報という観点からフェイスブック広告を利用するのであれば、思いを伝え、共感を得るための広報媒体と捉えるのが良いのかもしれないと思いました。

どちらにしろ SNS の拡散能力はあなどれません。上手につき合いたいものだと思いました。（成田真由美・記）

旭川市市民活動交流センターCoCoDe

市民活動 Report

救護活動を通して地域貢献目指す

NPO 法人救護ボランティアメディカルサポートチーム（オホーツク管内・遠軽町）

毎年１０月に北見市の香りゃんせ公園で開催される「北見ハーフマラソン」。そこで無線機を片手に的確な指示を出しているのが、「救護ボランティアメディカルサポートチーム」代表の中川貴仁さんだ。

中川さんはオホーツク管内津別町出身。遠軽地区広域組合消防本部に入り、現在は消防士長の階級で主に救急隊長を務めている。以前より地域貢献の必要性を感じており、その最適な方法が救護活動だった。「待っているより現場に出向いたからこそ助けられることはある。万一の危険と隣り合わせの確率が高いマラソンなどの競技は我々消防が出ていくべき」と話す。

設立は2008年。前年の「第１回東京マラソン」で大学生のサポートチームの活躍を目にし、消防士の後輩の賛同も得て、チームを立ち上げた。活動当初は救護の重要性が理解されず、必要な物品にも予算がつかなかった。物品の準備で、寝る間もなく救護活動にあたったこともある。メンバー全員の昼食時間を確保できなかったり、人員をスケジュールどおりに配置できなかったり、うまくいかないことだらけだったと振り返る。

メンバーは30人で全員が遠軽地区広域消防本部の消防職員だ。大会によっては、医師や看護師などと連携して救護活動にあたることもある。主な活動は「サロマ湖１００km ウルトラマラソン」と「北見ハーフマラソン」。そのほか地元遠軽町のイベントにも出向く。数百人以上が集まるイベントでは救護所とAEDを設置する。

大会ではあえて参加者から目立つ位置に立つ。そのことで参加者に安心感が生まれ、体調が悪くなっても申告しやすくなるからだ。スタート直後とゴール手前では、AEDを必要とするような重症者が発生する確率が高いことから、より手厚く救護要員を配置している。大きなマラソン大会では、参加者名簿を確認するだけではなく、スタート前に参加者を一巡してランナーの特徴を一通り確認するようにしている。

啓蒙普及活動にも力を入れ、イベントではAEDを展示した心肺蘇生法コーナーを設けている。AEDが実演できる体験コーナーをつくることが次の目標だ。

「自分からやりたいと思ったら、後は一直線ですから」と自身の性格を語る中川さん。そこに熱意あふれる隊員たちが集まる。命に直結する救護活動はかけがえのない地域貢献と言えそうだ。

市民活動 Report

大学生と高校生が本気で語り合う

NPO 法人いきたす（札幌市）

人はいくつになっても迷い悩む。まして、思春期の高校生には進路、友情、恋愛、親との確執など、数々の難問が去来する。そんな高校生の中に飛び込んで、本気で語り合い、進むべき道への動機づけを提供する大学生の出前授業が、道央を中心に静かに広がっている。

NPO法人「いきたす」のカタリバ北海道だ。自らも同じように悩み苦しんで、それを乗り越えた、ちょっと年上の大学生が真摯に語りかける姿に動かされ、自分の歩む道を決断する高校生も多い。

東京の女子大生2人が始めた大学生と高校生の対話授業システムをNPO法人CANが北海道へ導入したのがはじまり。活動は高評価を得、受講申し込みが相次いだことから独立を決めた。教育の専門家である江口彰さんが新組織を引き受け、2014年、名前をNPO法人「いきたす」としてスタートを切った。「いきたす」とはアイヌ語の「イキ、アス」から作った造語で、「行動して成長する」という意味だ。

授業を直接担当するのは札幌を中心とした大学生や専門学校生で、いずれも無償のボランティアだ。授業は主に体育館で行われ、学生一人に高校生5～6人が車座となって話し合い、大学生の体験発表を聴いて再び座談に戻る。最後にまとめとして高校生が将来への思いや、そのために今日からできることを「約束」という形で紙に書き残して終了する。

特徴は事前準備と事後フォローの濃密さだ。授業の三か月前には、担当する学生の代表3～4人が当該校に出向き、進路指導の教師と面談。学校の環境や課題を掌握し、受講生全員から将来の展望や抱えている悩みなどのアンケートを集める。授業の最後に書いてもらった「約束」はホームページに掲示され、学生と生徒の繋がりはのちのちまで続く。

運営費は学校に負担してもらう生徒一人あたり2千円の受講料と有志の寄付、道地域活動振興協会などからの助成金が主。2014年度の収支はわずか700万円程度で、移動のためのチャーターバスだけで手いっぱいの状況だ。

「いまは活動の浸透を先行させているので、工夫してやってもらっている」と江口代表。「少子化とはいいながら道内には1学年に4万人、3学年合わせて12万人の高校生がいます。潜在ニーズはまだまだあると思います。いずれ各地に出先的なものを作り、多くの高校生に“生きる力”を醸成してもらいたいと考えています」とこれからの夢を語った。

市民活動 Report

開拓の記憶を後世に

NPO 法人伝成館まちづくり協議会（根室管内・中標津町）

旧北海道立根釧農業試験場庁舎は、1927年に根釧原野開発のための試験研究強化機関として建設された。この旧庁舎を「伝成館」と名づけ、次世代へ伝える場として保存、活用することを目的に設立されたのが、「NPO法人伝成館まちづくり協議会」だ。

代表理事を務める飯島実さんは旧庁舎について、「関東大震災後の、レンガ造りから鉄筋コンクリートに移り変わる時代の記念すべき建物です。開拓のシンボルであると同時に市街地がここから形作られた、いわば町の原点であり、この町の歴史そのもの」と語る。

新庁舎の完成により取り壊しが決まったが、それを知った地元の有志が旧庁舎本館保存推進会を発足。当初は消極的だった町も、協議会が解体費用の確約をしたことから方針を変更。道からの無償譲渡を受け、2004年に伝成館まちづくり協議会による管理委託が実現した。

活動当初は多額の寄付が寄せられ、改修工事をして設備も整えた。しかし、実際に運営してみると燃料費の負担などで、寄付金はどんどんなくなっていった。

そこで思いついたのが、建物ではなく、整備した駐車場を有効に利用すること。それが日曜朝市だった。家庭菜園や自家用温室から持ち寄る新鮮な野菜や有精卵などは地域住民に評判となった。

現在、活動の大きな柱となっているのは、開拓期を知る地元の高齢者が昔の記憶を記録として残す「語り部談義」だ。資料や写真を見ながら昔の思い出を語ってもらい、映像や音声、紙芝居などで残す。今は地域に残された開拓時代からの短歌にまつわる様々な話を集めている。

伝成館には企業や組合、大学の研究機関など様々な団体が入居している。入居団体が運営会員となって経費を負担しているほか、地域住民が使用した際の利用料が活動費にあてられている。最近では、屋久島の民宿から薪ストーブが提供され、集いの場としての雰囲気がさらに高まった。間伐材を使い、暖房経費も大幅に削減。周辺の環境整備に貢献しながら長期的に活動を持続する展望が見えてきた。

「成り行きでたまたまここに来て、気づいたら10年以上が経ちました。でも、ようやく足場が固まったかなと思います。あとは、もし若い方が新しい切り口で引き継いでくれたらこのうえなくうれしいですね」と飯島さんは語る。今後も、伝成館が一番輝いていた昭和の記憶を後世に残す活動に力を注いでいく。

市民活動 Report

地域の人々と芸術・文化を発信する

特例認定ＮＰＯ法人コンカリーニョ（札幌市）

法人名の「con carino（コンカリーニョ）」は「愛をこめて」を意味するスペイン語だ。「すべての人々に“愛をこめて”舞台芸術を届けたい、しかも身近に」という思いが込められている。

設立から現在まで理事長を務め、演出家・プロデューサーでもある斎藤ちずさんは大学在学中に演劇を始め、１９８６年に札幌ロマンチカシアター鮫鯱舎（ほうぼうしゃ）に参加。劇場兼稽古場を探していて、JR琴似駅北に使われなくなった古い石造り倉庫をみつけた。もともと日本食品製造合資会社の工場だったことから、「琴似日食倉庫コンカリーニョ」と名づけた。

１９９５年に劇団は活動を休止するが、設立当時から理事を務める高橋正和さんが、「倉庫を劇団だけで使うのではなく、貸し出すことでもっとみんなが遊べる場所にしたい」と提案。新たにフリースペースとして運営を始めた。

以来、芸術コミュニティの拠点として札幌の舞台関係者や道内外のアーティストに支持されてきたが、２００３年に倉庫は解体されてしまう。同年、コンカリーニョはＮＰＯ法人格を取得。JR琴似駅近くの商業棟と賃貸契約を結び、民間からの寄付１６００万円や銀行からの融資などをもとに、２００６年に現在の場所に再オープンを果たした。

以来、演劇やダンス公演、コンサートなど幅広く上演。骨董市や夏祭り、新年餅つき大会などで地域の人々との交流をはかっている。なかでも「温故知新音楽劇」は反響が大きく、地域の歴史を題材にした創作劇を行い、子供からお年寄りまで幅広い世代の市民が参加している。

２０１６年に開設から１０年を迎えた。ターミナルプラザことにパトスとあけぼのアート＆コミュニティーセンターの２館の運営にも携わる。

次の１０年に進むための鍵は「若い職員の成長」だと斎藤さんは言う。「自分たちで自主的に動いて、新規事業を開拓したり、お世話になってきた地域の方々とのコンタクトを積極的にとってほしい。『ちずさんのコンカリーニョ』ではなく、『コンカリーニョの〇〇君、〇〇さん』のようにコンカリーニョという看板をみんなで支えるように育ってほしい」。

１０周年を機に新たに経営理念を作成。ホームページも一新した。今後は、斎藤さんの長年の夢である芸術学校の設立も視野に入れる。石造りの倉庫から始まった芸術・文化活動は今や札幌のアートシーンに欠かせない存在感を放っている。

●センターからのお知らせ●

特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）の一部が改正されます

主な改正点は以下のとおりです（平成２９年４月１日施行。ただし「貸借対照表の公告」については下記参照）

★事業報告書等の備置期間が延長されます

・事業報告書等を事務所に備え置く期間が、「翌々事業年度の末日まで」（約３年間）から、「作成の日から起算して５年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」（約５年間）となります

・所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去５年間に提出された書類となります

※ 平成２９年４月１日以後に開始する事業年度に関する書類から適用になります

★認証申請時等の添付書類の縦覧期間が短縮されます

・所轄庁が認証時等に行う現行２か月間の縦覧期間について、１か月間に短縮され、より迅速な手続きが可能となります

★貸借対照表の公告が必要になります

・毎年度、貸借対照表を公告する方式となり、「資産の総額」の登記が不要となります

・公告方法は

①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人の HP 等）、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置　　があります。

・公告方法は定款で定める必要があります（定款の変更が必要な場合があります）

※ 施行日は平成２９年４月１日ではなく、別途、政令で定める日（交付の日から２年６か月以内）となります

★仮認定 NPO 法人の名称が変更になります

・「仮認定特定非営利活動法人」が「特例認定特定非営利活動法人」と変更になります

改正点の概要比較	項　目	現　行	改正後	備　考
	事業報告書等の備置期間	約３年間	約５年間	
	認証申請時等の縦覧期間	２か月間	１か月間	認証は審査と併せ3か月以内
	法人名称	仮認定 特定非営利活動法人	特例認定 特定非営利活動法人	
	貸借対照表の公告	貸借対照表の公告が必要になる 「資産の総額」の登記が不要になる		施行日は別途政令で決定

※ その他の改正箇所もあります。改正内容の詳細等は、内閣府 NPO ホームページ「https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei」をご参照ください

北海道立市民活動促進センター

開館	月～金曜日：9:00～21:00
	土･日･祝日：9:00～18:00
交通手段	Ｊ　Ｒ：札幌駅南口徒歩約 13 分
	地下鉄：さっぽろ駅（10 番出口）徒歩約 9 分
	地下鉄：西 11 丁目駅（4 番出口）徒歩約 11 分
	公共地下歩道：（1 番出口）徒歩約 4 分

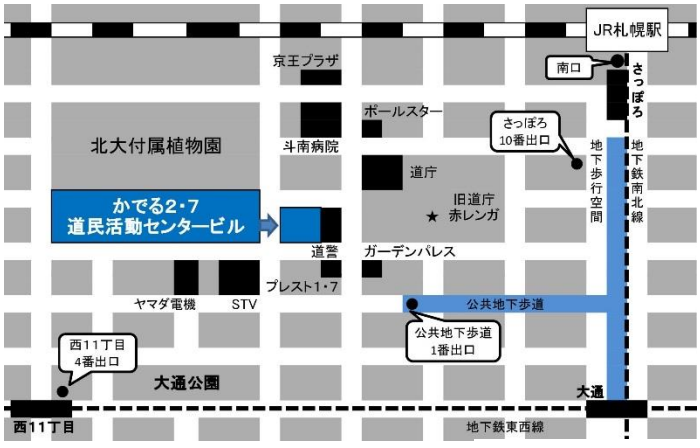

〒060-0002　札幌市中央区北２条西７丁目道民活動センタービル（かでる２．７）８階
TEL.011-261-4440　FAX.011-251-6789
E-mail:center@do-shiminkatsudo.jp　　http://www.do-shiminkatsudo.jp/